慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	解散修道院の土地処分：特にデヴォンシャの場合
Sub Title	The disposition of the dissolved monastic lands in Devonshire
Author	今関, 恒夫
Publisher	慶應義塾経済学会
Publication year	1966
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.59, No.2 (1966. 2) ,p.153(43)- 186(76)
JaLC DOI	10.14991/001.19660201-0043
Abstract	
Notes	論説
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19660201-0043

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

（注37）カルダーの「補償原理」と同じである。シュムペーターは『十大経済学者』（邦訳一八七頁）において、パレートがこの点についても示唆をあたえたと考えているが、明白な事実とは思われない。

（注38）厳密に論理的には補償が現実におこなわれるか否かには独立である。バローネやカルダーのように現実におこなわれない場合には変化が二つに分解される。一つは集団的満足を改善する変化、他は損失者から利得者への価値移転である。前者はこの基準を適用できるが、後者は個人間の効用比較を否定するかぎり、不可能である。ここに倫理的問題が入りこんでくるのである。

解散修道院の土地処分

——特にデヴォンシャの場合——

今関恒夫

封建的土地所有の解体は、独立自営農民層の成立と分解の強度に比例して進行し、一方において、農業における萌芽的な資本＝賃労働関係を創出し、他方において、地主＝小作関係を成立せしめた。資本主義の正常なる発展過程は前者のうちにみられ、後者は農民層分解の裡に出現した富裕農民の上昇・転化形態であり、前者への歴史的対応形態である。例えば、農民層による小囲い込み（ブルジョワ的発展）が進展していた地域に領主地主層による暴力的囲い込み（歴史的対応形態）が急速に進められていたことは、これを裏書きするであろう。従って、イギリス一六世紀前半の土地制度を一義的に地主＝小作関係と考えることはできない。その事情は、当然、当時の強力による財産の再配分過程に反映しているはずである。その代表的事例として、第一次囲い込み運動、修道院財産の処分があげられる。本稿においては、そのうち、修道院財産の処分をとりあげ、それが、以上述べた資本主義の発展過程に、どのように位置づけられるかを検討せんとするものである。

一

一五三六年および一五三九年の再度にわたる修道院の解散の原因は修道院の道徳的腐敗ではなかった。むしろ、それはロ

実であり[注1]、真の原因は絶対王制たるチュウダア王朝の基礎を確実にし、さらには拡大しようとする意図にあった。すなわち、膨大な修道院領の没収と売却による財源の確保と同時に、その土地を通して、王権を強化することこそが修道院解散の真の目的であった[注2]。したがって没収せられた修道院領が「王室増加収入庁」[注3]（'Courte of Thaugmentations of the Kinges Crowne'）を通して売却される際に、初期には、譲与地の年価値の十分の一を地代として納入すべき義務および「直封騎士奉仕」なる極めて重い封建的付帯義務が課せられていた。しかし、一五四四年には「直封騎士奉仕」（'knight service in chief'）の義務は年価値二ポンド以上の土地に限られ、それ以下のものは「鋤奉仕」[注4]（'socage'）なる軽い付帯義務で売却されることが定められた（以後、一五九八年までに四、一〇、二〇ポンドと引上げられる）。これは王室に財政的逼迫の度がくわわって、封建的奉仕の度を緩和してでも、大量の土地が売却されねばならない事情があったことを物語る。すなわち、絶対主義国家がもはや封建制という器には盛り切れない上部構造（近代的中央集権的国家の側面）を備えていたために惹起された事態であった[注5]。

ところで、本稿の目的は、以上の様にして実施された修道院領譲与の対象がいかなる社会的性格の持主であり、譲与は如何なる社会的結果をもたらしたのかということの検討にある。そこで、まずこの問題についての今日の研究段階を一瞥しておくことにしよう。すでに小松芳喬氏、富岡次郎氏、川本宏夫氏によって紹介されているサヴィン[注6]、リリグレン[注7]のイングランド全体にわたる研究、およびホジット[注8]、ユウイングズの地方史的研究がこの点に関する研究の主なものである。これらは大体において、直接被譲与者の分析である。ユウイングズの研究は後に詳しく検討することにして、サヴィン、リリグレン、ホジットその他の研究から結果だけを要約すれば次のごとくである。(1)、譲与の初期（一五四三年以前）には廷臣、国王役人、国王召使、貴族等の王室関係者に対する譲与（贈与・交換・売却）が多い。増加収入庁役人に対する譲与は時期に関係ない。土地仲買人やロンドン商人に対する譲与はほとんどが一五四三年以降である。(2)、以上の被譲与者の多くが転売（代理人としての転売・投機的転売）している[注9]。(3)、売却価格は公式には土地の評価年価値の二〇倍であったが、貴族・廷臣・役人グループは勿論、産業家、ジェントルマンに対する譲与も平均するとそれ以下の倍率で行なわれている。(4)、被譲与者中、いわゆる「ジェントルマン」に対する譲与の比率が最高であった。ヨーマンも少数ではあるが譲与された。ヨーマンの内には修道院領の購入によってジェントルマンたる地位を確実にし、ヨーマンからジェントルマンに上昇する者も少なくなかった[注10]。

そこで問題は、(2)の譲与の直接名義人が最終的な土地受取人ではないという点である。「サヴィンやリリグレンの研究を基礎にしておこなわれた購入者の社会的性格に関する一般化は再考される必要がある[注11]」のである。(4)でいわれている様なことが更に緻密に実証されねばならないであろう。そこで、以上のごとき研究成果を継承しつつ、この点に焦点を合せながら、デヴォンシャにおける修道院領処分について考察したい。

（注1）　ヨークシャに派遣された巡察使トマス・レイ（Thomas Legh）のクロムウェル（Thomas Cromwell）に対する次の報告書を参照。「閣下は幾多の改革すべき事柄を見聞致されるでございましょう。国王陛下におかれましても、それを御覧くだされば御喜び遊ばされることと存じます。」Thomas Wright, The Chapters of Letters relating to the Suppression of Monasteries, Camden, Society, 1843, p. 96.（傍点筆者）

（注2）　J. R. H. Moorman, F. A. Gasquet 等の一部の学者を除けば、G. R. Elton, H. J. Habakkuk, G. A. J. Hodgett, D. Knowles, S. B. Liliegren, O. A. Marti, T. M. Parker, A. Savine, H. M. Smith, J. A. Youings 等多くの学者のとる説である。この内で本稿作製に当り参照できたのは、G. R. Elton, "The Reformation in England", New Camb. Modern History, Vol. 2, pp. 226-250, 1958, H. T. Habakkuk, "The Market for Monastic Property, 1539-1603", *Eco. H. R.* 2nd series, vol. x, no. 3, 1958, D. Knowles, The Religious Orders in England, vol. 3, 1959, O. A. Marti, Economic Causes of Reformation in England, 1929, T. M. Parker, The English Reformation to 1558, 1952, A. Savine, English Monasteries on the Eve of the Dissolution, in Oxford Studies in Social and Legal History, ed. by P. Vinogradoff, Vol. I, Oxford, 1909, H. M. Smith, Henry VIII and the Reformation, 1962, J. A. Youings, Devon Monastic Land: Calender of Particulars for Grants 1536-1558, Devon & Cornwall, Rec. Soc. new series, Vol. I, 1955, 等である。小松芳喬「修道院解散と農業革命」「補論、解散修道院領の土地処分」（同氏著「イギリス農業革命の研究」所収）、川本宏夫「ヘンリー八世の修道院解散とその財産処分について」（『関西学院史学』V）、富岡次郎「イギリス絶対主義と修道院解散」（『人文学報』XVI京都人文科学研究所）も同様である。ここでパアカアのいうところを引用しておくと、こうである。「クロムウェルほど、修道院

の道徳だとか、教会の基本財産をどのように用いたら最もよいかという問題に、真剣に心を悩ますにふさわしくない男は、世界広しといえどもそう多くなかった。マキアベリアンとして、彼は人間に対して低い評価しか与えず、現実主義を奉ずる政治家として、彼は教会領の最も有効かつ可能な利用方法は、それを国王やその支持者を富ませるために用いることだと考えたのである。」T. M. Parker, op. cit., p. 96-97.

（注3）「王室増加収入庁」の機構及び歴史的性格規定については、富岡氏前掲論文に詳しい。機構はランカスター公領裁判所に倣ったものである。ランカスター公領裁判所については J. R. Tanner, Tudor Constitutional Documents 1485-1603, Camb. 1922, pp. 351-2. 参照。

（注4）'knight service in chief' には後見料 (ward)・結婚許可料 (marrige)・成年相続料 (primer seisin)・相続上納金 (relief)・譲渡許可料 (licence to alieanate)・大権後見料 (prerogative ward)・大権成年相続料 (prerogative primer seisin) が付帯条件として強制されていた。'socage' の付帯義務は相続上納金だけで封建的付帯義務から逃れている。J. A. Youings, "The Terms of Disposal of Devon Monastic Land 1536-58", *E. H. R.* vol. Lxix, 1954. 富岡氏、前掲論文八四―八八頁参照。

（注5）飯沼二郎「イギリス近代史におけるブルジョワ革命の位置」（桑原武夫編『ブルジョワ革命の比較研究』所収）、特に二七二―二八二頁参照。

（注6）サヴィンの研究は直接知られてはいないが、H. A. L. Fisher, The Political History of England の付録 (pp. 497-9) によって結論だけが有名である。

（注7）S. B. Liliegren, The Fall of the Monasteries and the Social Changes in England. 直接参照できなかったが、小松氏・富岡氏の前掲論文によって要点だけは分る。

（注8）Hodgett, The Dissolution of the Religious House in Lincolushire and the Changing Structure of Society, Lincs. Architectural & Archaeological Soc., Reports & Papers, new series, vol. IV. これについても小松・富岡両氏、前掲論文によった。

（注9）富岡氏前掲論文七〇―八一頁のリリグレンの作製した表を参照。例えば貴族廷臣グループは二二二個所の譲与を受け一八個所の転売の許可を受け、増加収入庁役人は一七四個所の譲与を受け、五一個所を転売している。

（注10）サヴィンの被譲与者に関する研究を Fisher, op. cit. から引用するとA表の如くである。この表の支払金額を推定年価値で除した数字と、推定年価値を被譲与者数で除した数字をB表に掲げる。B表によって譲与倍率がいずれも二〇倍を割っていることが分る。売却以外の条件を殆ど含まない被譲与者の場合もそうである。これは一般に二〇倍以下で売却された場合が多かったか、少数のきわめて有利な譲与が行われたかによるのであるが、後者の方があり得べき事態であろう。例えばヘンリー八世は大多数の場合、二〇倍の売

A 表

被譲与者＼譲与条件	贈与	贈与・売却	贈与・交換	贈与・交換・売却	条件不明	売却	交換	売却・交換	支払金額	被譲与者数	譲与件数	推定年価値
										人 %	件	%
宗教団体	2	—	1	—	26	3	20	3	£ 1,620	(0)	55	£ 20,000 (22.2)
世俗団体	—	1	—	—	4	9	—	—	5,980	(0)	14	1,000 (1.1)
貴族	8	6	2	—	42	34	14	18	53,500	38(3.7)	124	16,000 (17.1)
廷臣	14	6	—	—	47	96	10	10	63,000	93(9.2)	183	7,000 (7.7)
国王役人	6	2	—	2	13	41	3	6	35,300	32(3.1)	73	3,500 (3.9)
王室増加収入庁役人	3	3	—	—	8	82	3	11	71,100	36(3.5)	110	5,500 (6.1)
新法廷人	—	1	—	—	4	38	1	—	22,600	23(2.2)	44	1,500 (1.7)
国王召使	8	1	—	1	6	48	3	7	33,500	46(4.5)	74	3,500 (3.9)
法律家	—	—	—	—	3	35	1	3	20,000	21(2.1)	42	1,500 (1.7)
医師	—	—	—	—	1	17	1	1	8,600	11(1.1)	20	500 (0.6)
書記	—	—	—	—	1	8	—	1	3,950	8(0.8)	10	} 500 (0.6)
ヨーマン	—	1	—	—	—	10	—	—	2,720	11(1.1)	11	
産業家	—	—	—	—	2	134	—	4	97,700	86(8.5)	140	6,000 (6.7)
不明	—	—	1	—	31	631	5	25	359,630	531～606(60)	693	23,500 (26.1)
合計	41	21	4	3	188	1,186	61	89	779,200	936～1,011	1,593	90,000

H. A. L. Fisher, The Political History of England, Appendix II (pp. 497-9)

〔注意〕・ウェールズの修道院は含まない。

・不明とあるのは milites, armigeri, generosi, (knights, esquires, gentlemen) とある以外，身分のはっきりしないもの。

・様々の称号のある場合はその人の最も特徴をあらわすグループに加えることとする。courties, crown officials のほとんどは，同時に country gentlemen である。

却倍率で売却したのに、一五四五年にベロウとブログソウムの二名に対し、六・五倍でリンカンシャの二二の修道院を譲与したというような場合である。小松前掲書三一一頁参照。また、B表によって、一人当りの譲与額は貴族の場合が圧倒的に多く、その他は概して王室関係者が多いことが分る。A表において圧倒的多数を占める不明者というのはナイト・エスクワイア・ジェントルマン（milites, armigeni, generosi）としか身分についての記載がないものである。だとすれば、これは一括してジェントルマンと称することのできる人々である。そうすると、ジェントルマン層は少なくとも全修道院年価値の四分の一を譲与されたものといえる。いま、宗教団体・世俗団体を除いて、王室関係役人・医師・法律家・産業家の中でジェントルマン層に属する者を考慮すれば、半分以上がジェントルマン層に対する譲与と言えよう。ホジットはリンカンシャに関する研究において、「修道院財産の割譲は、カントリ・ジェントルマン層とヨーマン層とにもっとも深甚な影響を及ぼした。」と述べ、さらに「以前に修道院であった土地から富を得られるようになったので、ヨーマンは急速に上昇し、多くのものはジェントリの列に伍した」という。Hodgett, op. cit., p. 95. 小松氏前掲書三一二頁より引用。R. H. Tawney, The Agrarian Problem in the Sixteenth Century, pp. 380-384 をも参照。

B 表

被譲与者	支払額／年価値	年価値／人数
宗教団体	0.08	—
世俗団体	6	—
貴族	3.3	420
廷臣	9	75
国王役人	10.1	109
王室増加収入庁役人	13	153
新法廷人	15	65
国王召使	9.6	71
法律家	13.3	71
医師	17.2	45
書記	13.3	26
ヨーマン家	16.3	70
産業家	15.3	39—44
不明		

（注11） Habakkuk, op. cit., p. 380. この見解は Knowles, op. cit. や A. G. Dickens, Thomas Cromwell and the English Reformation, London, 1959 において既に承認を受けている。小松氏前掲書三二二—三三一頁。

二

デヴォンシャは従来開放耕地制度がおこなわれていない地域と考えられてきたが、(注12) 今日の研究成果によれば(注13) 孤立農家をもった小村（the hamlet and the isolated farmstead）以外に相当の広さをもった有核村落（nucleated and compact villages）、従って開放耕地制度の行われる村落が存在したことが指摘されている。(注14) ホスキンスによればデヴォンシャでは六六〇年から一〇六六年までの間に村落が出現し、開放耕地の景観が整えられた。それ以後「二つの大囲い込み時代」（the two great enclosure periods）(注16) を経て、この間に数一〇万エーカーの荒蕪地が開墾された。「二つの大囲い込み時代」の内、前の方の時期（一二〇五年—一三四八年）に開墾された荒蕪地の三分の二は森林であった。そしてこの間に数千の新しい定住地と、古くからの定住地を分割して造られた定住地が創出された。デヴォンシャの小村（ハムレット）の四分の三程がこの時期につくられたものと考えられる。この開墾に携ったのは、主として自由農民（villani）であった。この自由農民の数は、西部高地に多く、東部低地に少なかった。(注17) 彼等は各々の領主から開墾許可証を得て、既に定住者の居る外圃をより集約的に利用するため、そこを占有し家を構えた。外圃は、耕作されていない場合には、借地農に放牧が許されていたが、領主の恣意によってそこを耕作してよいことになっていたため、この様なことができた。(注18) 自由農民は外圃における粗放的な農業を極めて不経済なものと考えたのである。かくして、「十三世紀の末までには、孤立農家と小囲い込み地の中で、個々の家族によって個別に耕作されていた土地の量は、全開放耕地よりも相当多かったに相違ない」(注19) といわれる。

一四世紀後半から一五世紀いっぱいは、土地保有の上で大きな変化はなかったようである。ただ、一五世紀に入ると毛織物産業の発展に伴う羊毛需要の増大により、耕作地が牧羊場に変えられるという動きが、前述の一三世紀以来の動向と重なり合って現われてきたのが注目されるぐらいのものである。(注20)

それが「二つの大囲い込み時代」の内の後の方の時期（一五五〇年—一八七〇年）に入ると、新しい農場の名が史料の上に現われてくる。囲い込みによる新農場の創出である。一六世紀の中頃には、すでに囲い込み地が大きな割合を占め、囲い込まれていなかったのは、主に荒蕪地であった。デヴォンシャの全面積に対する未囲い込み地の割合は、御料林であったアートムアとエクスムアを除くと、二〇パーセント弱であった。(注21) この時の囲い込みは、大規模な従来の耕地に接続する荒蕪地の開墾＝囲い込みを中心に、その外側における小屋住農による小規模な囲い込みの二種類があった。(注22) この動きは、西部高地で

は一九世紀まで続けられる。その内、前者の方の囲い込みの実施者は誰であったろうか。それは「怠けに怠けて、肥沃さと土地と水からなるあらゆる自然の恵の祝福を受けながら農場でまどろんできた」[注23]人々、すなわち旧家のジェントリでは、もちろんなかった。この様な人々が昼間は猟に興じ、夜は杯を片手に暮している間に、その旧き家名は跡絶え、その旧き農場は新興の企業的な家族の手へと移っていった。これをホスキンスは「改革の精神」（the spirit of improvement）をもった「資本を有する企業的土地所有者」（enterprising owner with capital）と呼んでいる[注24]。更にホスキンスは彼等について次の様に述べている。「半ダースほどの痩せた小農場などではなく、一ダースものマナァと五十も百もの農場を所有する大領主・家族が居た。一五五〇年から一八〇〇年の間に、デヴォンシャの景観に大きな変化をもたらしたのは、この様な人々であった」[注25]と。この人々の経営的基礎がどのようなものであったか、出自いかん等の細目は明らかではない。しかし、ともかく、一六世紀後半以降のデヴォンシャの農業変革は、この富裕な企業的ジェントリによって推進されたことは確かである。彼等は一三世紀のあの囲い込み運動の担い手の後裔であり、一五世紀の後半にジェントリにのしあがり[注26]、地主となり[注27]、農民層のブルジョワ的発展[注28]を摘みとりつつ、農業における産業資本へと転化していった者であると考えられる。

以上を概括しておこう。修道院解散時において、州の全面積の二〇パーセント強の荒蕪地を除くと、すべて囲い込み地であった。ほぼこのころを境にして、一三・四世紀以降二度目の著しい囲い込みがおこなわれ[注29]、これを推進した人々は主に企業的ジェントリであった。

以上の事情を踏まえて、以下の節において修道院解散とその土地処分について考察することにしよう。

（注12）H. L. Gray, English field system 巻頭の地図および p. 63, Dr. and Mrs. Orwin, The open fields, p. 61. 参照。

（注13）W. G. Hoskins, "The Reclamation of the Waste in Devonshire 1550-1800", *Eco. H. R.* XIII/1-2, 1943, pp. 80-92, do. "The Making of the Agrarian Landscape" (W. G. Hoskins & H. P. R. Finberg, Devonshire Studies 1951, pp. 289-333), H. P. R. Finberg, Tavistock Abbey, A Study in the Social and Economic History of Devon 1951 Ch. II, do. "The Open field in Devon" (Hoskins & Finberg, op. cit., pp. 265-288), A. L. Rowse, Tudor Cornwall, Portrait of a Society 1941, pp. 32-36.

（注14）但し、南西部地方には広大な森林、荒蕪地が存在したため、放牧地に事欠かず、休作放牧地の必要がないところが少なくなかった点など、ミッドランド制度と全く同じという訳ではなかった。（Hoskins & Finberg, op. cit., p. 287.）

（注15）Hoskins, op. cit.

（注16）Ibid., p. 92.

（注17）Hoskins & Finberg, op. cit., p. 322.

（注18）Ibid., p. 284, pp. 322-3.

（注19）Ibid., p. 323.

（注20）Finberg, op. cit., p. 52.

（注21）Hoskins, op. cit., p. 84.

（注22）Hoskins & Finberg, op. cit., pp. 325-330.

（注23）Hoskins, op. cit., p. 85.

（注24）Ibid., pp. 84-85.

（注25）Ibid., p. 85.

（注26）以上述べた二種類の人々が共にジェントリィと呼ばれる人々（エスクワイア、ナイトも含めて）の中にみられることは注意してよい。元来、デヴォンシャには、旧貴族も大土地所有者も極めて少なく、一四八五年から一九一四年の四世紀半の間、「大ジェントリィにせよ、小ジェントリィにせよ、ジェントリィがあらゆる階級の土地所有者のうち、抜んでて最も多数であり、著しく目立っており、政治的にも社会的にも、最有力者であった」（Hoskins & Finberg, op. cit., p. 334）のである。Hoskins, "The Estates of the Caroline Gentry" (Hoskins & Finberg, op. cit., pp. 334-365.) をも参照。

（注27）Hoskins & Finberg, op. cit., pp. 259-260 の 'A farmer's Lease' の指摘を参照。

（注28）例えば、第三期初頭にみられた農民による小規模な囲い込みをみよ。もちろん、これは萌芽的なものではある。椎名重明「イギリス市民革命以前における農業問題（下）」（『社会経済史学』第二二巻第一号）三五―四二頁参照。

（注29）この間の囲い込みの原因は二つ考えられる。エリザベス期のカージー工業の急速な発展（これは一五世紀以来の羊毛工業の発展に連るものと考えられる）と、一六四〇年代以降のサージ工業の急速な興隆により、デヴォンシアにおける羊毛の需要が刺激されたことこれである。Hoskins, op. cit., pp. 90-91、デヴォンシャにおける毛織物工業の発展については、角山栄「デヴォンシャにおける毛

織物工業の発展、中世―一六五〇」（『経済理論』四五・四六号）、同「デヴォンシァにおける毛織物工業の発展と初期ブルジョワジィの動向――Tiverton を中心にして」（『社会経済史学』第二四巻第四・五合併号）、飯沼二郎、富岡次郎著「資本主義成立の研究」一一三～一二五頁参照。

三

デヴォンシャの修道院解散は一五三六年から一五四五年にかけて実施され、没収された修道院領の総年価値は六七四〇ポンドにのぼった。[注30]

我々は先ず、タヴィストック修道院（Tavistock）及びエクゼタア（Exeter）の修道院について解散の具体的な事情を一瞥しよう。

タヴィストック修道院[注31]――「教会財産査定録」（Valor Ecclesiasticus）に依れば、タヴィストック修道院は、年間総収入九三一ポンド四ペンス八分の一の大修道院であったから、一五三九年の大修道院解散の際に、二十人の修道士は修道院放棄の証書に署名・捺印させられた。修道院に属する金・銀・宝石がちりばめられた装飾具・屋根の鉛板・鏡・衣装等がただちに売却された。修道院の大部分は四カ月後に、「西部地方裁判所」（Council of the West）[注32]の長官に任命されたジョン・ラッセル（John Russell）に譲与（グラント）された。[注33]総額一〇五〇ポンドで、デヴォンシァ最大の被譲与者となった。修道院長は年額一〇〇ポンドの年金を受け、他の修道士も年功に応じて年金を受けた。

エクゼタア[注34]――エクゼタアでは一五三六年の法令によってセント・ニコラス修道院（St. Nicholas）（一五三六年）とポルスロ女子修道院（Polsloe）（一五三八年）が解散され、修道院長には年二〇ポンド、女子修道院長には年三〇ポンドの年金が、修道士にも各々年金が与えられた。セント・ニコラス修道院はその建物をエクスブリッジ（Exebridge）の教区委員（ワーデン）に（一五三九

第一表

番号	日付	被譲与者名	身分	譲与地年価値 £ s. d.	備考
1	1536. 11. 9	Henry	Exeter 侯		1538年公権喪失により没収 cf. G. 15
2	1537. 9. 4	Arthur Plantagenet Lisle	子爵	137 9 $1\frac{1}{2}$	
3	11. 6	Thomas Wriothesley	Southampton 伯		1538年，1556年，王の French Secretary Thomas de Soulemont に，gentleman Nicholas Soulemont から Woodbury の esquire，George Haydon へ二回転売
4	1538. 3. 9	William Lord Howard		146 5 5	
5	5.29	John Wallop	プライヴィ・チァンバァのジェントルマン		
6	12.19	Charles	Suffork 公		1542年に転売
7	1539. 7. 4	John Russell	Bedford 伯	940	詳細は本文はおいて扱うが，1541年に Dunkeswell の土地と，Corword マナアを他州の土地と交換に，王室に戻し，その土地が他者に譲与されていることを指摘しておく．cf. G. 68, 85, 94, 124
8	1540. 2. 5	Richard Duke	王室増加収入庁評議会員		1543年に転売
9	2.11	Sir Thomas Dennis of Holcombe Burnell	ナイト廷臣		彼は譲与された Sherborne 大修道院（Dorset）の荘官
10	3. 4	John Ridgeway of Newton Abbot	エスクワィア（Cornwall 王領地管理人）	23 4 2	彼は法律家で Exeter 市長の息子
11	3.10	Roger Bluett of Holcombe Rogus	ナイト	28 18 7	
12	3.16	Sir Thomas Dennis	ナイト廷臣	17 9 9	
13	3.22	John Grenville	守衛官	13 2 11	
14	4.29	Thomas Carew of Bickleigh			王室関係者，1541年，Exeter 商人 Griffith Amereclith に転売
15	6. 8	John Menyfee of London	ヨーマン	3 0 7	
16	6.23	Richard Pollard	王領地総検査官	42 17 10	
17	6.25	Sir Thomas Dennis	ナイト廷臣	30 0 $19\frac{1}{2}$	1540年7月，1555年にその一部を転売
18	7.12	Francis Knolles	ナイト廷臣		1540年9月 John Giles of Totnes, merchant に転売

第一表のつづき (2)

番号	日付	被譲与者名	身分	譲与地年価値	備考
19	1540. 9.27	John Clerk and his successors	Bath 及び Wells の司教		
20	12.23	John Southcott of Bovey Tracy		70 7 $9\frac{1}{2}$	1541年1月に release
21	1541. 2.17	John Peers	王室の the Check の書記	19 7 $10\frac{3}{4}$	
22	3.15	Anthony Harvey of Haywood	Lord Russell の代理人	5 15 2	
23	5.23	Canterbury Cathedral の参事会			
24	5.26	Sir Richard Grenville of Bideford		35 3 $6\frac{1}{2}$	王室関係者
25	1542. 3.10	Katherine, widow of John Champernor of Modbury John Ridgeway of Newton Abbot Walter Smyth of Totnes	エスクワイア 商人	24 2 3	1542年3月11日に Katherine と Ridgeway がパットナアの Smyth に転売, Smyth がその一部処分, それを Edward VI が団体に譲与
26	3.29	Sir Richard Williams alias Cromwell		29 19 $2\frac{5}{8}$	一月の内に Sir Richard Pollard へ転売
27	4.27	Anthony Harvey	Lord Russell の代理人	8 13 5	
28	6. 7	Thomas (Crammer)	カンタベリイ司教		
29	6.17	Richard Andrews of Hailes, Glouc. Leonard Chamberlain of Woodstock, Oxen.		68 1 8	1542年6月転売
30	8.15	Robert Davy of Crediton	商人	14 0 0	
31	11.18	Bristol Cathedral の参事会		14 9 $\frac{1}{2}$	
32	1543. 3.16	Humphrey Colles of Borton, Som.	エスクワイア	34 19 $10\frac{1}{2}$	1543年3月20—21日に Hull と Sir Hugh Pollard of King's Nymtorn 及び Anthony Acland へ転売. Hull の死後彼の分が転売さる
33	6.10	John St. Leger	国王召使	156 18 $2\frac{1}{4}$	後に Sir Hugh Pollard に転売

第一表のつづき (3)

番号	日付	被譲与者名	身分	譲与地年価値	備考
34	1543. 7. 3	Walter Smyth of Totes	商人	27 11 $4\frac{1}{2}$	
35	7. 4	Richard Andrew Nicholas Temple		124 0 19	年内にロンドンの絹商人を含む三人へ転売
36	7. 8	Richard Savery of Totnes	商人	20 0 0	
37	7.18	John and William Giles of Totnes	商人	46 16 8	
38	7.18	Richard Duke	増加収入庁書記	21 8 3	
39	8. 3	Henry Dennis		11 15 0	3週間目に転売
40	8. 6	Richard Parker of Tavistock	エスクワイア	66 3 $9\frac{1}{2}$	1543年11月に三人に転売
41	8.26	Thomas Goodwin of Plymtree and London	ジェントルマン投機業者	56 8 $4\frac{1}{2}$	すぐに転売
42	1544. 2.22	Thomas Gale of Dartmouth		5 3 $5\frac{1}{2}$	
43	4.29	John de Vere	Oxford 伯	363 6 $8\frac{3}{4}$	
44	5.23	John Baker Edmond Daniel		31 9 $9\frac{1}{2}$	すぐに二人に転売
45	6.11	Sir John Fulford of Dunsford Humphrey Colles of Barton	エスクワイア エスクワイア	135 5 $9\frac{1}{4}$	1544年6月の内に三人に一部転売, 一年後 Colles が一部転売
46	6.14	George Haydon of Woodbury and London Hugh Studey of Affeton	 スクワイア	13 15 8	Haydon, 1545年1月 Thomas Hunt, draper and alderman of Exeter に転売
47	7. 1	Edmund Walter		1 3 4	
48	8. 6	George Rolles of Stevenstone George Haydon		37 5 9	多くの農民, 都市の小商人等に転売, 詳細は本文参照
49	8.17	William Riggs Leonard Brown		38 9 $\frac{1}{2}$	
50	8.19	Sir Philip and Arthur Champernon of Modbury		11 17 $4\frac{1}{2}$	1549年5月4日森林をあるヨーマンと農民に売却し, 一年後, 譲与地を Inner Temple の steward, John Slanning に転売
51	8.20	Richard Brokylsbye of Glentworth Lincs. John Dyon of Lincs.		8	1544年10月, 1547年に転売

第一表のつづき (4)

番号	日付	被譲与者名	身分	譲与地年価値	備考
52	1544. 9.26	Thomas Goodwin of Flymtree and London	ジェントルマン (投機業者)	50 18 8	3週間後に増加収入庁の役人に土地の一部を £20 13s. 4d. で転売，その土地は £42 で再転売された。1545年3月に他の一部を転売
53	9.26	John Pope of London Anthony Foster			
54	10.24	John Southcot of Bodwin John Tregonwell of Middleton, Dorset	エスクワィア，	43 8 4	
55	12. 9	George Keynshan of Brixton		14 3 8	1546年7月 John Blatee, yeoman に転売
56	1545. 2. 8	John Pope of London		16 11 0	8日後転売
57	2.16	Alexander Popham William Halley	ジェントルマン		
58	3. 5	William Chaplin John Selwood	商人	24 19 $\frac{1}{2}$	翌日3人に転売，3人の内の1人は 1546年 6月 買った土地の一部を転売
59	3.18	John Drake of Exeter	商人	17 13 7	
60	3.23	Christpher Litcott of Taunton Edward Streibury		15 18 1	
61	3.25	William Berners	増加収入庁監査官	5 14 8	
62	4. 2	John Haydon of Cadhay Ottery St. Mary Thomas Gibbes	法律家	94 15 11	翌年，増加収入庁収入役を含む二人に転売，更に1549年 Exeter の市当局がこれを買い，その一部を32人の市民に転売
63	5.16	Peter St. Hill of Bradninch		29 3 1	
64	6. 7	Sir Richard Gresham of London Richard Billingforde	ロンドン市参事会員	202 7 1	
65	7. 5	William Beryff of Colchester John Multon	織布人	5 6 7	

第一表のつづき (5)

番号	日付	被譲与者名	身分	譲与地年価値	備考
66	1545. 7.10	George Loosemore of Tiverton John Strangman of Winterborne Martin, Dorset		22 9 $7\frac{1}{2}$	
67	9. 1	John Gaverock of Newton Abbot		30 15 3	
68	9. 5	John Bourchier of Bath	伯爵	60 12 $3\frac{1}{2}$	
69	9. 9	James Coffin, Thomas Goodwin	ジェントルマン 投機業者	18 18 2	
70	9.21	John Slanning	Inner Temple の荘官	28 17 11	
71	9.22	Elizabeth of Bath Sir Thomas Darcy of Essex	伯爵夫人 ブライヴィ・チャンバアのジェントルマン	299 3 $5\frac{1}{2}$	1546年6月30日に一部を他の土地と引替に王と交換，1553年5月16日に残りの土地を王に売却
72	9.28	George Rolle of Stevenstone Nicholas Adams of Combe, Dartmouth	エスクワィア ジェントルマン	70 14 5	すぐに土地を二人で分割し，Rolle は土地の人々や借地農に転売
73	12.24	Ottery St. Mary 教区民		89 19 2	
74	1546. 1.16	Sir Thomas Arundell	女王の顧問官		
75	1.25	Sir William Peter	書記官長	100 0 0	
76	1.30	William Abbot	酒庫主任	33 13 3	1546年3月31日一部転売，1547年5月4日一部転売，この土地は更に転売された
77	3. 6	Henry Westcott James Gunter	ジェントルマン	2 0 $11\frac{1}{4}$	1546年3月転売
78	3.19	Edward Twynhoo of Wychampton, Dorset John Watson of More Crichel, Dorset			1546年3月21日に転売
79	3.23		Exeter の司教	34 0 16	交換による
80	3.29	John Charles Richard Parker of Tavistock	エスクワィア		

第一表のつづき (6)

番号	日付	被譲与者名	身分	譲与地年価値	備考
81	1546. 4.21	Richard Crymas of London	帽子商人	80 12 $3\frac{1}{2}$	
82	5.20	Seymour Edward of Hertford	Hertford 伯	354 6 $8\frac{2}{8}$	
83	7.10	Sir William Petre	書記官長	137 12 $10\frac{1}{4}$	
84	8.10	John Fry of Gray's Inn	ジェントルマン	25 7 1	
85	8.10	Thomas Goodwinn of Plymtree & London	ジェントルマン	67 11 2	同月中に3人に転売，その内の一人は1553年12月30日に Nicholas Here of Cornwood, gentleman に転売
86	9. 7	John Etheridge of Kerswell	ジェントルマン	16 7 8	
87	9.20	Sir Richard Grenville of Stowe, Cornwall Roger Bluett of Holcombe Rogus	エスクワイア	53 19 $3\frac{1}{2}$	1547年3月14日一部転売
88	9.21	William Wotton of Hanberton John Wotton of Totnes	織元 商人	18 0 7	
89	9.24	John Slanning of the Inner Temple Anthony Butter of London		38 19 7	
90	11.14	Giles and Gregory Isham of London	ジェントルマン	58 4 4	
91	11.24	John Bellow of Grimsby, Lincs. John Broxholme of London		3 8 0	
92	1547. 1. 7	Edward Bellingham	エスクワイア，ブライヴィ・チァンバァのジェントルマン	26 19 6	
93	4. 2	Crediton の教区民		50. 5 4	
94	6.23	Thomas Wriothesley	Southampton 伯	339 0 12	1548年2月に一部を地方の人々に売却，9年後その内の一人が更に転売 1548年5月にも Southampton は Richard Mayhew, gentleman に転売

第一表のつづき (7)

番号	日付	被譲与者名	身分	譲与地年価値	備考
95	1547.10. 7	The Royal Free Chapel of St. George in the Castle of Windsor		812 12 9	交換 £160 2s. 4d. 贈与 £600 保留保有料 £ 52 10s. 5d.
96	1548. 2.27	Thomas Wriothesley	Southampton 伯	6 13 3	
97	8.17	William Lord Willoughby Sir Thomas Heneage of Hainton, Lincs.		29 17 $4\frac{1}{2}$	cf. Grant 107
98	1549. 4. 2	Giles Keyleway of Stroud, Dorset. William Leonard of Taunton, Somerset	エスクワイア 商人	17 7 4	1550年5月1日 Keyleway は Leonard に自らの分を貸与
99	7.19	John Dudley	Warwick 伯	29 3 1	2日後 Sir Richard Sakeville に，彼は Sir Arthur Champernon に，彼は John Petre, citizen and merchant of Exeter に転売
100	12.21	John Maynard Richard Venables	エスクワイア		
101	1550. 1.16	William Fountain Richard Mayne		6 13 4	
102	12.15	Sir Ralph Sadler Laurence Wennington	王室衣裳係 ジェントルマン	226 8 5	5日後に二人に転売，彼らは1551年9月21日に John Slanning, gentleman に転売
103	1551. 3.12	Edward Fynes Lord Clinton and Saye	海軍司令長官	1 18 8	
104	4. 4	Sir Thomas Darcy	宮内次官，近衛連隊長，ブライヴィ・チァンバァの四人の騎士長の一人	124 7 6	
105	7. 9	Sir Ather Darcy		2 1 8	
106	1552. 3.17	Lord Clinton and Saye	海軍司令長官	6 16 $8\frac{1}{2}$	3月26日転売
107	6.22	Sir Thomas Palmer		107 0 $18\frac{1}{2}$	公権喪失により没収，再び譲与された。Grant 127
108	6.23	Sir William Cavendish	議会の財務官	298 16 5	
109	7.11	Walter Erle	エスクワイア　廷臣	53 13 $6\frac{1}{2}$	

第一表のつづき (8)

番号	日付	被譲与者名	身分	譲与地年価値	備考
110	1552. 9.17	John Petre of Hayes, Exeter	ジェントルマン，商人	6 0 8	
111	12.18	Lord Clinton and Saye Henry Herdson of London	海軍司令長官	16 14 $7\frac{1}{2}$	2日後転売
112	1553. 2.24	John Ridgeway of Newton Abbot John Petre of Hayes, Exeter	エスクワイア ジェントルマン，商人	34 1 4	
113	3. 2	Ralph Waldron of Tiverton	織元	17 4 3	
114	3.14	Thomas Reve George Cotton of London	ジェントルマン	1 0 0	
115	3.19	John and Nicholas Hasserd of Lyme Regis	ジェントルマン ジェントルマン	35 11 $11\frac{1}{2}$	
116	4. 7	John Southcot of Bovey Tracy	エスクワイア	10 0 0	
117	4.19	John Weste of Slinford, Suss. Roger Gratwick of Slinford, Suss.	ジェントルマン ヨーマン	2 4 8	
118	5. 2	Richard Chamond Roger Prideaux	エスクワイア ジェントルマン	3 16 4	
119	5.12	Edward Cowper Valentine Fairweather	書記 ロンドン市民・商人	3 9 4	
120	5.14	John Wright Thomas Holmes of London	ジェントルマン ジェントルマン	5 6 8	
121	6.10	Sir Edward Seymore	Somerset 公 Edward の息子	218 19 $2\frac{1}{4}$	6月13日転売
122	6.22	Thomas Lord Grey	Suffork 公 Henry の弟	56 5 $11\frac{1}{2}$	1554年4月23日 Wyatts の反乱に加担した廉で処刑，領地没収
123	10.24	Gertrude	Exeter 侯夫人		1557年8月24日転売
124	1554. 6.22	Elizabeth Gravener of London	未亡人		
125	7.17	John Green of Chobhams, Essex William Jenyns of Westminster	ジェントルマン	1 0 0	

第一表のつづき (9)

番号	日付	被譲与者名	身分	譲与地年価値	備考
126	1555. 2.21	Sir John Gage	女王の顧問官，宮内長官		
127	5.10	Sir Henry Gate			1558年8月23日転売
128	1557. 4.13	Sir John Check Peter Osbonrne	エスクワイア		
129	7. 3	Henry Portman of Orchard, Somerset. John Dyer of Wincanton, Somerset.		2 6 8	
130	8. 2	Thomas Yarde of Bradley Vincent Calmady of Law Trenchard	エスクワイア ジェントルマン	6 18 $6\frac{1}{4}$	
131	8.16	Walter Northcote of Crediton John his son		42 13 4	
132	9. 4	John Drake of Musbury Bernard Drake, his son	エスクワイア ジェントルマン	9 18 2	
133	9.21	John Eliot Alexander Chesenall	ロンドン市民・絹商人	4 2 3	
134	1558. 1.22	William Petre	王及び女王の顧問官	3 10 8	
135	1.28	Henry Becher George Butler of Bedington, Survey	ロンドン市民・帽子商人 ジェントルマン	14 4 2	
136	9. 2	Thomas Reve Nicholas Pynde of London	ジェントルマン ジェントルマン	1 0 6	翌日 Sir William Petre に転売，これは更に転売さる
137	9. 2	Richard Curwen of Mycheland, Lancs. John Hudson of Warton, Lancs.	ジェントルマン ヨーマン	5 3 1	

以上

年）、敷地はサァ・トマス・デニス（Sir Thomas Dennis）に（一五四〇年）売却された。エクゼタァにあるフランシスコ派とカルメル派の托鉢修道院はジョン・ラッセル（一五三八年）、ジョン・ハル（John Hull）（一五四三年）に譲与された。セント・ジョンズ養護院（St. John's Hospital）は十三人の被救恤民を養護していた為、一五四〇年まで解散は延期され、解散と同時に、その建物がトマス・カリュウ（Thomas Carew）に譲与された。エクゼタァのカシドラルも被害を受けた。「教会財産査定録」に一五〇〇ポンドと査定されている司教の財産が、エリザベスの時代までに、五〇〇ポンドに減り、三二のマナァがわずか三、四に減り、一二あった司教の住宅は一を残すのみになった。司教職（エピスコペイト）もその権威を失墜し、評議員（デイン・アンド・チャプタァ）も被害を受けた。特別礼拝堂（チャントリイズ）も消え、司祭（プリイスト）もいなくなった。彼等の裁判権はいまだ残存していたが、もはや、恐るにたりなかった。しかし、こうした変化に民衆が同調し得なかったことを注意しておかねばなるまい。[注35]

次に、このような修道院解散後の土地処分に焦点を合せて、デヴォンシャ全体について考察する。一五三六年の法令によって設立された「王室増加収入庁」によって没収修道院領が処分され、その際に「明細書」[注36]（"Particulars for Grants"）が作製された。デヴォンシャについての「明細書」のカレンダァがユウイングズによってまとめられている。[注37] それによって、譲与の月・日・被譲与者名・その身分・譲与地の年価値を表にして第一表に示す。サヴィンやホジトがおこなったように、これを被譲与者の職分・身分によって分類することも可能であるが、直接名義人がかならずしも実際の土地利用者ではないのであるから、大きな意味を持たないであろう。概観して言えることは、貴族に対する譲与は殆んど初期に限られること、ナイト・エスクワィアを含めたジェントリィに対する譲与が圧倒的に多いこと等である。その他の細目を検討する前に、デヴォンシャの譲与について一般的説明を加えておくのが便利であろう。

ユウイングズによれば、売却・交換・贈与あるいは保有料付自由保有（fee-farm）[注38]による永代譲与をふくめると、売却・交換・復帰（escheat）によって国王の手にもどったものを差引いても、デヴォンシャ修道院領全体のほぼ六〇パーセント（三九七〇ポンド）[注39]がヘンリイ八世の時代に処分され、エドワァド六世・メァリィの時代を過ぎ、一五五八年までには七〇パーセント[注40]に達している。処分されずに残されたのは、幾つかの大所領・非常に多くの小額地代・それに相当額にのぼる聖界収入である。しかし、同時に、これら所領について王室が支払わなければならなかった報酬金や年金も少なくなかった。これは受取人の死亡によって時の経過と共に次第に減少していった。

ところで処分された修道院の規模、並びに経済上のあるいは保有権上の譲与条件は極めて多様であった。前者については第一表を参照されたい。ここでは、譲与条件について少しく調べてみよう。

修道院領の譲与は、解散直後から実施されたが、その時期には、売却（全体的にみると最も多数を占めていた）による譲与は殆んどなかった。一五三六年から三九年にかけての譲与は、それ以後の場合と同様に、譲与地年価値の十分の一の地代を支払うこと、及び「直封騎士奉仕」を条件にするものであったとはいえ、直接、財政収入を目指したものではなかったと考えられる。エクゼタァ侯（第一表の Grant 1. 参照、以下G1のごとくに略記）、サファク公（G6）に対する譲与が交換によるものである他は、すべて「奉仕」を条件とするもので、国王は過去の功績よりも、未来の王権の強化を目論んでいた。デヴォンシャにおける最大の被譲与者、ジョン・ラッセル（G7）についても全く同様のことが言える。[注41] ところが、一五三九年、大修道院が解散されると同時に王国の財政的必要から（国防力増強のため）[注42]、修道院領は、にわかに公開市場を賑わすことになった。その当初においては、年価値六、〇〇〇ポンドの没収修道院領が、年価値の二〇倍の価格で売却される予定であった。一五四〇年二月の譲与を最初にして第二表の如く譲与は続けられた。これらの中には贈与[注43]・交換が相当含まれているし、時の経過につれて、保有料付自由保有が盛んになされた。[注44] 以上の場合にも、低率ではあったが、十分の一地代が条件とされた。従って、デヴォンシャに関する限り、無条件の譲与は全くなかった訳である。この場合には絶対王制支持層の確保と、その封建家臣としての固定化が、条件の裡に隠されていたこともちろんである。ところで、通常の売却は年価値の二十

第二表

年	件数	年	件数
1540	13	1550	2
1541	4	1551	3
1542	7	1552	6
1543	10	1553	12
1544	14	1554	2
1545	18	1555	2
1546	18	1556	0
1547	4	1557	6
1548	2	1558	4
1549	3		130

倍の価格でなされた。[注45] これは修道院以外の土地売却価格と一致している。しかるに、一五五〇年を境にして、この売却倍率は二十倍の原則から大きく崩れ始めた。その様子を第三表に示す。[注46] これによれば一五六〇年までは、ただ原則が崩れただけで不統一であるが、一五六〇年代に入ると三十倍、九〇年代には四十倍という倍率が一般的になる。ともかく、一五五〇から九〇年までに売却倍率が二倍になったことになる。これは土地市場の活発化に原因するものと理解したい。一五五〇年といえば、ホスキンスのいう「大囲い込み時代」の第二段階が開始する時期である。しかも、既に「直封騎士奉仕」の重圧は緩和されつつあった。[注47]

次に、被譲与者の社会的性格に分析をくわえる。この分析が修道院解散の歴史的意義を決定する眼目になる訳であるが、現在のところ、修道院領が最終的に誰の手に渡ったのかという点は分明でないし、譲与の直接名義人は多くの場合、（特にデヴォンシャの場合は、代理人として）転売している為、直接名義人の分析では、修道院解散の社会的性格を決定するのに不充分であることは既に述べた。しかし、直接名義人が

第三表

	1540-1550	1552	1553-1558	1560's	1590's
年価値の16倍			1		
18	1				
19			1		
20	50	8	2		
21	5	2			
22	2	12	3	(30倍が一般的)	(40倍が一般的)
23	2	1	1		
24		5	2		
25	1	1			
26					
27			2		
28			6		
29			2		
30			2		
38					
40					
	71	29	22		

Habakkuk, op. cit., p. 365, 367, 373 より作製。

転売しなかった場合もあったのだから、各々の場合について、出来る限り転売先を突き止めることにして、一応譲与名義人について調べていくことにしよう。[注48]

デヴォンシャにおいても土地処分は、先ず廷臣に対する譲与に始まった。しかも、デヴォンシャに全く関わりのない廷臣に譲与された場合さえあった。ここにも絶対王制の基盤の強化の意図がみえる。通常彼等は購入によってか、あるいは保有料付自由保有を条件に譲与された。余所者の廷臣は大多数が投機的な思惑をもつ者で、譲与地をすぐ転売するか、不在不労所得生活者として州では何の役割をも果さなかった。前者に属する者の例としてはサファク公（G6）、ウォリク伯（G99）、クリントン卿（G103、106、111）がいる。今クリントン卿についてみると、[注49] 一五五二年三月十七日、ブラッドフォド・マナァ（Bradford）を譲与され、同年三月二十六日、ジョン・アァスコット（John Arscott, Gentleman）にこれを譲る許可を得た。同年十二月十八日にハザァレイ・マナァ（Hatherleigh）を譲与され、二日後に同じく、ジョン・アァスコットにこれを処分する許可を得た。後者に属する者としては、ホワァド卿（G4）、リスル卿（G2）、サザンプトン伯（G3・94・96）、オックスフォド伯（G43）がいる。この場合にも転売の例があるが、どちらにしても、彼等がこの州で注目すべき活動をしていないことは確かである。転売されない場合、公権喪失の過程で王室の所有に復帰する可能性が最も強いのはこの譲与地であった。

政治的意図をもって譲与された場合もあった。ジョン・ラッセルに対するものが、最も明瞭である。イングランドにおいて、潜在的に最も問題の多い地域とみられていたデヴォンシァにあって、ラッセルが地方的な主導権を握ることが出来るようにとの意図は疑うべくもない。ラッセルの他にリチャァド・ポラァド（G16）、サァ・リチャァド・グレンヴィル（G24・87）、サァ・ウィリアム・ペェタァ（G75・83・134）、トマス・カリュウ（G14）があげられる。彼らが、得た財産によって土地領主としての地位を強力にし、その結果、もし必要とあらば、王国の為にラッセルの活動を支えることが出来るようにと

の意図に出るものであった。したがって、彼等も購入価格に一定の減額を受けたのは当然であった。

譲与地を標準価格を支払って得た数多くのデヴォンシャ住民の中には、幾人かの古いスクワィアがいた。サァ・ジョン・ファルフォド（G45）、ヒュウ・スタックレイ（G46）、サァ・リチャァド・エッヂカム（G56備考）、チャンパナン（G50等）等の人々がそれである。彼等には多額の現金を調達するのが困難であったから、譲与の規模はおのずから限られた。彼等は法律家の従兄弟や友人とパァトナァシップを組んで譲与を受けたり、さらには、彼等自身が注意深く選んだ土地の代金を賄うために、控え目な方法で投機さえした。

譲与が簡単に承認されるデヴォンシャ出身の法律家や廷臣による購入は、遙かに広大なものであった。サァ・トマス・デニス（G9・12・17）、ジョン・スランニング（G70・89）、ジョン・リッヂウェイ（G10・25・112）、ジョオジ・ロオル（G48）等がこれに属する。彼等は修道院解散や王室の財政的窮乏をフルに利用して、利益を受けることが出来る地位にいた。従って、購入の際に支払った現金は殆ど宮廷でその地位を利用して得たものに違いないのである。また、この人々の多くは解散前に広く修道院にやとわれ、所領の管理や購入に当っていたから、修道院領の管理になれていたばかりではなく[注50]、修道院からの（解散後は国王からの）報酬をたくわえていた。彼らは非常に注意して買い、それによって一区画の価値の高い土地を造りあげた。その結果、これまで何世紀もの間、別々の修道院に地代を納めていた隣接の土地を一つにしたのである。

商人はデヴォンシャの商人であると否とを問わず、この州の修道院領に対し、大規模な投資をしなかった。例外的にトオトネスの有力商人等[注51]――ジョン・ガイルズ、ウィリアム・ガイルズ（G37）、ウォルタァ・スミス（G25）、リチャァド・サヴェリイ（G36）――が目立った投資を行っている程度で、エクゼタァの商人は、この時期に他の土地に対する投資を行っていたにもかかわらず、修道院には手を出さなかった。

以上のデヴォンシァ人たる購入者の大多数は投機家としてよりも、投資家として、修道院領を購入したことは明白である。ユウイングズは第四表[注52]を掲げる。これは、殆どのマナァとその持主が分っている二・三の自由農場（バートン）を含む百三十個所の土地所有者の変化回数を示すものである。処分された修道院領の転売の回数はきわめて限られており、ロンドンに隣接した諸州でみられたような激しい「投機熱」[注53]はデヴォンシァではほとんど発生しなかったことをこの表は示す。このことは、例えば、デヴォンシャのマナァを購入した唯一の他州の商人、ロンドンの帽子商人リチャァド・クライムズ（G81）が、デヴォンシャ以外では大いに投機をおこなっているにもかかわらず、デヴォンシャでは転売すらしていないことをみても、また、職業的投機に従事したロンドンとプライムトリのトマス・グッドウィン（G41・52・69・85）のこの州における取引がむしろ副次的で、デヴォンシァ東部の生地とその付近に一群の小土地を自分のために保持さえしているのをみても明白である。

この表には現われてこない比較的小さな、マナァ以外の土地は国王から「鋤奉仕」によって保有していたから、転売に際して勅許を必要としなかった。そのため、最初の譲与以後の所有の変化を跡付けるのは困難である。多数のこのような小さな土地は「いたるところにいた職業的投機家グループ」[注54]によって取扱われ、彼等はこれを地方の農民（ハズバンド）や兼業借地農である都市の小商工業者（トレイズ・マン）に転売したとユウイングズは言う。ここで、ジョオジ・ロウル（G48・51・72）の場合をみよう。彼はデヴォンシァに相当の修道院領を買い集め、譲与された土地をパァトナァと分割するとすぐ農民やデヴォンシャの小商工業者に売却した。一五四四年、農民・ピルトンのジョン・ドウン（John Downe）にタッツヒル（Tutshill）にある、年価値三八シリング八ペンス三つの屋敷（メイジ）地を売却し八〇ポンドを受取った。ドウンはこの屋敷地の為、年四シリングの地代を支払った。ロウルは、つぎに、十八ポンドで譲受けたリリイ（Lilly）と呼ばれる建物をピルトンのウ

第四表

	1547年1月	1558年11月
国王の手中にあるもの	32	17
原被譲与者またはその子孫の保有	74	82
一回転売されたもの	19	22
二回転売されたもの	4	6
三回転売されたもの	1	2
五回転売されたもの	—	1

イリアム・ドウン（William Downe）に二八ポンドで売却、さらには、オッタリ・セント・メリィのウィリアム・トレント（William Trent）にアシュフォド（Ashford）イルフランコム（Ilfrancombe）及びマアウッド（Marwood）の土地を売却し、免役地代四シリングを受取った。一五四八年には、ピルトン（Pilton）の商人ジョン・ツェリィ（John Zelly）にイースト・アシュフォド（East Ashford）の屋敷地の一つを売却した。その他にも彼はモアベイス（Morebath）の教区をバンプトン（Bampton）のジョン・トリストラム（John Tristram）に一二四ポンドで処分し、十五パーセントの利益を得ている。

さらに、エクゼタアの市当局による購入について、マックカフレイは興味ある史実を提供している。[注55] 一五四五年、エクゼタアの修道院はまとめてクライスト・セント・ジョオジのジョン・ヘイドン及びトマス・ギブズに売却され（G 62）、その価格は八九九ポンド一シリング一一ペンスであった。翌年、彼等は王室増加収入庁の財務官サア・ジョン・ウィリアムズとヘンリィ・ノリスに転売した。一五四九年五月十三日、町の書記がロンドンに送られ、ウィリアムズと交渉、購入した全修道院領の半分を年価値の十六倍で、残りを十七倍で売却するという条件により、購入価格一四六〇ポンド二シリング三ペンスで、五人の者に譲与されることになった。代金は三年間で支払われることになったが、それはこの町にとって容易なことではなかった。そこで、地代にして約七六ポンドの土地が三二人の市民に転売された。その内、最大の譲与はモオリス・レヴアモア（Maurice Levermore）に対する一六ポンド一三シリングで、最小のそれは六シリングであった。彼等は当時の標準価格である土地年価値の二〇倍を支払ったため、全購入価格をそれで充分賄うことができた。残余の年価格一七ポンドの土地は市当局の管轄下に移され、市の収入源の一部となった。この譲与についてマックカフレイは次の様に述べている。「この取引が市当局に利益をもたらしたことは明らかである。しかし、同時に個々の市民の利益にもなった。つまり、市の手によって初めて一区画の修道院領が砕かれ、小投資家にも利用可能となった。最もささやかな市民でさえ、今や解散修道院領の分前にあずかる機会を与えられた。経済的な観点からすれば、『解散』は余所におけると同様にエクゼタアにおいても、広大な土地が市場に現われたことを意味した。市当局の働きが、それを自らとその住民の手に、しっかと受止めさせたのである。かくて、市民の団体と、その内でもより富裕な市民の一団が『改革』された宗教をそのまま維持することに経済的な利害関係を有する、既に大きく、極めて影響力の強い団体の中に加えられたのである。政治的観点からすれば、この購入は城壁の内においても、セント・ダビデの丘（城壁の外側にある丘――筆者）においても敵対的な裁判権を追い払うことになったのである」[注56]（傍点筆者）と。エクゼタアにおけるこの例から、封建勢力（「敵対的な裁判権」）と対立する近代的市民階級が修道院を自らのものとすることによって、封建的な軛を払い除けようとしている姿を見ることができるであろう。もし、農民や小市民階級へ土地が転売されていくのを詳細に追うことが出来るならば、このような例が、たとえもっと小規模なものであっても、相当存在するのを発見できるのではなかろうか。然し第一表にみられる限りでは、多くの場合、転売先もジェントリィに属する人々である。

第五表

各所領の総年価値	所有者数	全総価値	処分総額に対する%
£ 800 以上	1 *1	£ 810	17
£ 300 以上	1 *2	£ 320	7
£ 200 以上	1 *3	£ 200	4
£ 100 以上	4 *4	£ 530	11
£ 75 以上	6 *5	£ 530	11
£ 50 以上	12 *6	£ 710	15
£ 25 以上	17	£ 610	13
£ 1 以上	40+	£ 350+	7
	82+	£ 4,060+	

*1 Francis Russell, earl of Bedford.
*2 The dean and canons of windsor.
*3 Sir William Petre.
*4 Sir John St. Leger, Richard Duke, Wilham Lord Howard and Henry Wriothesley, earl of Southampton.
*5 John earl of Oxford, John Slanning, Lady Lisle Richard Crymes, John Ridgeway and Sir Thomas Dennis.
*6 Includes the canons of Bristol.

このような土地処分の結果、一五五八年における土地所有の様子は次のように変った。先ず第五表[注57]を参照されたい。これは譲与された土地の内、十五パーセントの小土地を除いて、すべて計算に入れてある。ここで年価値五〇ポンド以上の土地を保有する者は、殆ど有力な貴族、あるいはロンドンに住む法律家や商人であり、同時に何等かの形で王室と関係をもった官職ジェントルマンであった。年価値五〇ポンド以下の土地保有者の多くはカントリ

イ・ジェントルマン、あるいは地方の商人であった。ユウイングズは貴族及びヨーマンが修道院領の購入によって影響されたところは、まことに微々たるものであったことを示し、「最大の利益を得た家は疑いもなく、テュウダァ朝国家に一層能動的に役立つのに必要であったような精力と才能とをもった人々、すなわち、各人でその才能が報いられるような方法を発見した故に、王の愛顧を必要としなかった人々を興隆させた家であった。しかし、利益を得たのは、殆ど本家ではなかった。というのは、前に述べたような人々は、めったに家長ではなかったからである。これ等の人々はサァ・トマス・デニスのように分家を代表し、ジョン・アァスコット、リチャァド・ポラァド、ジョン・スランニングのように、間もなく本家のしきいをまたいで新しい家を構えるのであるが、元来二・三男であったという意味で『新人』であった」[注58]と述べている。そして、この期間に現われた新所領の殆どが、修道院領のみから出来ていたのではなかったことを注意しながら、「一五五八年までのこの時期に、トオニィ教授のいうところの『中規模所領』――デヴォンの標準からすれば極めて大きいものであったが――の数を増大させるのに役立った」[注59]という結論をくだすのである。

このことを、本稿の観点から言い換えるならば、デヴォンシャで修道院領を得たのは企業的なジェントルマンに多かったということになる。そうした人々にとっては、獲得出来る土地が修道院領であろうとなかろうと、購入の条件さえよければ、それで充分であったと考えられる。したがって、修道院領を購入しながった企業的ジェントルマンも、その経済的地位を上昇させていったのである[注60]。修道院領の売買には全く関係なかったが、この時期にヨーマンからジェントルマンに上昇したディン・プライア（Dean Priar）のファァス家（Furse）のことを検討してみよう[注61]。ファァス家の歴史は前述の十三世紀における囲い込みの時期に、森林の開拓によりファァズ（Furze）という小さな自由保有地を得たときに始まる。この時期にフリィ・ホォルダァになった者で、十六世紀以降スクワィアになった例は多数にのぼる。それ以後、十五世紀の終りに至るまで、この小さな所領を耕作し続けてきたのであった。ところが、ジョン・ファァス（John Furse c. 1438-c. 1508）の時に至って、キングズ・ニンプトンのジョン・アドラァ（John Addler of King's Nymptom）の娘で共同相続人であったアグネス（Agnes）との結婚によって、後の繁栄の基礎を築いた。彼は長男を法学院に入れた。その長男、ジョン（c. 1480-1549）は父の土地を相続し、三度の結婚と土地購入と役職によって、相続地に土地を加え、収入を増加させた。ここに役職というのは、前述した修道院の荘官としての仕事であった。次代のジョン（1506-1572）も、結婚により南デヴォンのディン・プライアを獲得し、そこに移り住むことになった。このように、ファァス家は結婚と法律家としての能力をフルに活用して繁栄を得ることが出来たのである[注62]。こうした土地の移動もまた大きな意味をもっていた。彼等は修道院領を購入した企業的ジェントルマンと、その歴史的性格において変るところなかったであろう。逆に少なくともデヴォンシャにおいては、特に修道院領の処分が、他の土地移動と違った作用を及ぼしたものとは考えられない。

（注30） Youings, Devon Monastic Land, p. ix.
（注31） Finberg, op. cit., ch. x.
（注32） Ibid., p. 268.
（注33） Ibid., pp. 268-9, Hudges, The Reformation in England, vol. II, p. 166, n. 2.
（注34） Wallace T. MacCaffrey, Exeter 1540-1640, The Growth of an English Country Town, 1958 ch. 8.
（注35） このことは「西部の叛乱」が一般祈禱書の採用と同時に起ったことなどからも察せられる。彼らは主要な修道院の再建を要求することをそえしている。この反時代的デヴォンシアも三世代の後にはイングランドにおける最も熱心なプロテスタントの州になったという。（Hoskins & Finberg, op. cit., p.366）「西部の叛乱」については、Finberg, op. cit., pp. 273-5, Hudges, op. cit., pp. 165-170. Rowse, op. cit., pp. 253-290 参照。
（注36） Knowles, op. cit., p. 394, Youings, Devon Monastic Land, pp. XIV-XX. 願書（リクウェスト）・評価（サァティフィケイト・オブ・ヴァリュウ）証書（レイト）・売却条件証書をまとめて、"Particulars for Grants" と称する。
（注37） Youings, Devon Monastic Land. 因みにここで年価値計算について一例をあげて説明をしておく。Youings, "Terms" pp. 24-26.

《1540 Sir Thomas Dennis に対する譲与の場合》

○Exeter の St. Nicholas 小修道院跡	
Cheriton Fitzpayne のメスヒイジの地代	£ 5. 6 s. 8 d.
Dinsford の家屋の賃貸料	£ 1. 6 s. 3 d.
Shobrooke その他	£ 8. 4 s. 8 d.
法廷収入（年収入の平均）	3 s. 4 d.
合　　計	£ 15. 0 s. 11 d.
以上の要求は委員によって検討され第2項だけが認められた。	
そこで合計	£ 1. 6 s. 3 d. ①
に修正された。	
○直営地を含んだ Buckfast 修道院跡	
同所にある £100 の価値をもつ森林が委員によって年価値	£ 11. 3 s. 6 d. ②
に変えられた。	£ 5. ③
総年価値（①＋②＋③）	£ 17. 9 s. 9 d.
ここから10分の1が減価される	£ 15. 14 s. 9 d.
売却価格はこれを20倍して	£ 314. 15 s. 0 d.

減価されるのは、この他、贈与される分、交換の場合は代替地の価値分、その土地に付帯している被譲与者が支払うべき年金、報酬金等である。第一表では、減価されていない総年価値を示したが、ある場合には、既に減価したと考えられる数字しか見出せなかったので、そのままの数字をあげておいた。

（注38） 購入代金は支払わず、譲与時の土地の年価値に等しい固定地代を支払う自由保有をいう。Ibid., p. 23.

（注39） Ibid., p. 34.

（注40） Ibid., p. 37. エドワード六世のとき、四六〇ポンド、メアリイのとき、二二五〇ポンド。

（注41） Youings, "Terms" pp. 22-23. ラッセルについて「騎士奉仕」及び「十分の一地代」の負担を具体的にみる。Finberg, op. cit., pp. 269-270. 彼の保有地はすべて騎士奉仕を条件にしていた。騎士奉仕保有地は、封建的義務の中で最も負担の大きい大権後見権を含むすべての封建的付帯義務を伴っていた。（注4参照）この大権後見権は、どのような土地であれ、ラッセルの土地が未成年の相続人に渡った場合、それは国王の所有となり、相続人の結婚の予告権を国王に与えた。十分の一地代についてみると、ラッセルと彼の相続人は、年間二八四ポンド五シリングの永代固定地代負担を負うことになった。ラッセルはこのため、一五三九年、Dunkeswell の建物を、投機業者 John Haydon に二八ポンドで売却し、もう一人の投機業者 John Servington に Hurdwick の自由農場を定期借地に出したり、更には現にある定期借地を綿密に検討して、法律的に欠陥のあるものは貸出手数料をとって契約を改更した。その際に、借地期間を短縮して手数料収入の増加をはかった。Finberg. op. cit., pp. 270-271.

（注42） 一五四二年―四七年の間のフランス及びスコットランドとの戦に要した費用は、二、一三四、七八四ポンドという莫大なものであった。Habakkuk, op. cit., p. 373.

（注43） 一五三六年―五八年における贈与額は全譲与額の四分の一弱であった。Youings "Terms" p. 30.

（注44） Ibid., p. 23.

（注45） 大量の修道院領が土地市場に投入されたにもかかわらず、初期において、この倍率がほとんど動かなかった理由については、Youings, Devon Monastic Land, pp. xxiv-xxv, Habakkuk, op. cit., pp. 372-6 参照。

（注46） Habakkuk, op. cit., p. 365, 367, 373.

（注47） 富岡氏は前掲論文の中で、この売却倍率の変遷をケリッジの物価の変遷を示した表（E. Kerridge, "The Movement of Rent 1540-1640", *Eco. H. R.* 2nd series, vol. VI no. 1, 1953, p. 28）と比較して、物価の上昇率の方が高かったことを以って「これは王室の実質的増収ができなかったことを示すだけではなく、更に、国王大権という経済外強制によっても、平均的な収益よりも高い収益を王領地売却から収奪することが、もはやできなくなったという重大な事実を示しているとみてよいであろう」といわれる（前掲論文九〇頁）。しかし、王領地の年価値の上昇率と一般の土地年価値の上昇率を比較し、更に、両者の売却倍率を比較しなければ、ただちに富岡氏の結論には達しないと思われるので、ここではそれをとらない。

（注48） 以下の記述は Youings, Devon Monastic Land, pp. XXI-XXIX によるところが多い。いちいち注記は避ける。

（注49） 以下の記述はユウイングズによって「明細書」の G 106・11 につけられた注による。転売についての記述は殆ど総て、各譲与「明細書」につけられた注によるものであることを記して、いちいち注記を避ける。

（注50） 「修道院領が市場に出されたとき、地主は誰に自分を売込んだらよいかを知っていたばかりではなく、どの土地を求めるべきかも知っていた。かくして、彼等は自分達にとって最も有利な部分を選ぶことができた。」Savine, op. cit., p. 260, G. Baskerville, English Monks and the Suppression of the Monasteries, 1937, pp. 60-64, R. H. Tawney, op. cit., p. 383 をも参照。

（注51） Youings, "Terms" p. 31 n. 4.

（注52） Youings, Devon Monastic Land, p. xxiii.

（注53）R. H. Tawney "The Rise of the Gentry", *Eco. H. R.* vol. XI no. 1, 1941, p. 24.（浜林正夫訳「ジェントリィの勃興」五〇頁）ユウイングズは次のように述べている。「デヴォンの殆どのマナア――これはマナア以外の土地にも適用されるのであるが――の多くの部分が富裕な自由保有農――その多くはジェントリィ――によって耕作されていただけでなく、州の相当部が以前から囲い込まれていたので……デヴォンは悪質な暴利商人に目をつけられることが比較的少なかった。」（Youings, Devon Monastic Land, p. xxv）

（注54）Tawney, op. cit., p. 27.（邦訳六八頁）

（注55）MacCaffrey, op. cit., pp. 183-5.

（注56）Ibid., p. 185.

（注57）Youings, Devon Monastic Land, p. xxv.

（注58）Ibid., p. xxvii, A. L. Rowse はコオンワォルにおいては没収修道院領の二分の一から三分の二がカントリィ・ジェントルマンに譲与されたものと考えている。A. L. Rowse, op. cit., ch. viii, ix, passion.

（注59）Youings, Devon Monastic Land, p. xxviii, Tawney, op. cit., p. 92.（邦訳八二頁）

（注60）Hoskins & Finberg, op. cit., pp. 346-365.

（注61）Ibid., pp. 356-365, A. L. Rowse, The England of Elizabeth, pp. 232-234.

（注62）このような点については、T・ハリナン「一四八〇年――一六四〇年におけるイギリスの土地所有――新興土地所有者階級」（『土地制度史学』第十二号・三―四・一九六一・七）を参照。

四

修道院の解散は、絶対君主たるヘンリィ八世の地位を強固ならしめるための、財政的基礎確立を目指しておこなわれた。しかし、近代国家としての一面をもつ絶対主義国家の財政的規模の拡大とともに、修道院はかならずしも所期の目的を達成するためだけには用いられず、ただ現金調達を目的として次々に処分されていった。

それでは、この修道院領が解散没収され、王室増加収入庁を通して処分された際に、これを受取った者は誰であったか。三節において検討した限りでは、土地処分の初期においては、貴族・廷臣に対する譲与が多く、一五三九年を過ぎると、いわゆるジェントリィに対する譲与が多くなったことが目につく。この初期の譲与は、ヘンリィ八世、クロムウェルの意図したチュウダァ朝に対する奉仕を条件としたものであった。これは「土地利用の支配力を基礎とする土地集積」（注63）といってよいであろう。そして、いわば上から差出された手に、下から応じたような形の譲与であった。一五三九年以降の被譲与者については、ユウイングズの指摘するところを既に引用しておいたが、ここでもう一度繰返すならば、旧家のジェントリィの二・三男という意味での「新人」（new man）がその主要なものであった。ホスキンスの言葉を用いるならば、「企業的ジェントルマン」（enterprising gentleman）といってよい。彼等は修道院領を土地に対する投資を目的として獲得したのである。これは、いわば下から差出された打算的な手に、やむを得ず応じた形の譲与であった。

ところで、この「企業的ジェントルマン」と呼ばれる者は何者であろうか。いわゆるジェントルマン層には、農民層の自生的ブルジョワ的発展を上から摘み取って、やがて産業資本家になっていくものと、封建的地主として終る者がいた。ここでいう「企業的ジェントルマン」は基本的には前者に属するものと考える。彼らの「産業資本家」としての姿は不安定であり、いまだ萌芽的なものに過ぎないが、農民層の自生的ブルジョワ的発展の進取性を洞察するだけの目をもつものであった。修道院領の処分は彼等企業的ジェントリィに経済的基盤を与えた。（注64）

さらにエクゼタァの例でみられたように、一般市民＝直接生産者にまで没収修道院領の譲与が及ぶ場合もあった。しかも、彼等は全体として封建的勢力を一掃するために戦ったのである。このような例は他にも存在したであろう。しかし、こうした例を問題にするには余りに例数が少な過ぎる。「我々の目的にとっては、重要なのはむしろ例外である」（注65）ともいえよう。修道院解散が実施された時期のような過渡期において、新しく生れてくる動きは、むしろ例外として現象するであろうから。現在使用可能な史料から直接生産者への没収修道院領の譲渡についてこれ以上論ずるのは無謀であろうが、問題はまさに直接生産者への土地譲渡にあるのである。（注66）

（注63）　椎名重明「農業における産業資本の形成――とくにイギリスの場合について――」（大塚・高橋・松田編著『西洋経済史講座』II）二二八―九頁参照。

（注64）　ノウルズもこれを認めて「イングランド及びウェエルズ全般にわたり、土地譲与の主要な結果が、富裕なヨーマンたちと、カントリイ・ジェントルマンの二・三男たちとの地位の向上であったことは既に明白である」と述べている。（Knowles, op. cit., p. 399）（傍点筆者）

（注65）　C. Hill, Puritanism and Revolution, 1958, p. 40.

（注66）　ヨーマンについては、最終的な土地受領者についての組織的検討が可能な史料がないため、個人史料について、個々の場合を単発的に知ることができるだけであるが、キャンベル（M. Campbell）のように大胆な結論を出している場合もある。それはこうである。「多分、ほとんどのヨーマンは、解散後間もない年代に、修道院領の譲渡によって利益を受けなかった。というのは、この土地はまず大土地保有者に、贈与または諸奉仕の提供を条件として譲られるか、売却されるがしたからである。しかし、その大部分は間もなく投機業者の手に入り、市場に出、そこにおいて分割・再分割され、十六世紀の終りまでには、小規模な買手の手のとどくところにもたらされた。」「ヘンリィ八世は王室の利益をはかるために解散をおこなった。しかし、そうすることによって、彼は来るべき一〇〇年間の農業の発展を形成する手助けをし、それによって、間接的にではあるが、ヨーマン階級の成長に寄与したのであった。」（M. Campbell, The English Yeoman under Elizabeth and the Early Stuarts, pp. 70-71.）（傍点筆者）

（本稿は高村象平教授の指導の下に作製された修士論文の一部である。）

学界展望

資本主義精神論

――サムエルスン「宗教と経済活動」を中心にして――

中村勝己

一

一九六四年はマックス・ヴェーバー生誕一〇〇年にあたり、それを記念して、わが国でも、六三年春には慶應義塾大学で経済学史学会主催のシンポジウムが開催され、同年秋には『思想』、翌六四年夏には『理想』がそれぞれマックス・ヴェーバー特輯号を出したし、六四年十二月には東京大学で「マックス・ヴェーバー生誕百年記念シンポジウム」が開催された。六五年には大塚久雄、安藤英治、住谷一彦、内田芳明著「マックス・ヴェーバー研究」（岩波書店刊）、安藤英治「マックス・ウェーバー研究」（未来社刊）および大塚久雄編「マックス・ヴェーバー研究――生誕百年シンポジウム――」（東大出版会刊）が相次いで出版された。これらの研究によってわが国のヴェーバー研究の水準は飛躍的に高められた。従来のわが国のヴェーバー研究が科学方法論を、しかも『客観性』を中心にして、とりあげて来たのに対して、近年はヴェーバーの全業績の中に、方法論の適用形態を、否、方法自体を見て行こうとする傾向があらわれてきた。社会経済史系列の著作は、わが国でも比較的早く紹介・利用されていたが、[1] 近年は「支配の社会学」[2]と「宗教社会学」[2]の邦訳の進行とその研究が現われて来て、ヴェーバーの個々の著作を断片的・孤立的に利用するのではなく、「ヴェーバー的課題」[3]を全体として受けとめようとする方向に進みつつあるように思われる。

注（1）　「中世商事会社史」「古代文化没落の社会的原因」「都市」「古代の農業事情」「農業制度と資本主義」など。

（2）　世良晃志郎訳「支配の社会学」（I・II）、創元社刊。

（3）　大塚久雄・生松敬三訳「世界宗教の経済倫理――序論――」(1)(2)(3)（みすず書房「みすず」第64、65、66号）、細谷徳三郎訳「儒教と道教」をはじめとして、杉浦宏訳・中村元補注「世界宗教の経済倫理」II、「ヒンズー教と仏教」（1）（みすず書房刊）、内田芳明訳「古代ユダヤ教」(1)(2)（みすず書房刊）など。

二

「近代ヨーロッパの文化世界に生を享けた者が一般歴史的諸問題を探究するときに――少くとも我々は、そう考えたい処であるが――普遍的な意義と妥当性とを発展せしめたる如き文化諸現象が、